

介護予防・日常生活支援総合事業

第 1 号訪問事業

重要事項説明書

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会

溝口訪問介護事業所

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対するサービスの提供開始に当たり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法 人 名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
法 人 所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010番地
電 話 番 号	0859-68-4635
代 表 者 氏 名	会長 景 山 良 一

2. 事業所の概要

事 業 の 種 類	第1号訪問事業
事 業 所 の 名 称	溝口訪問介護事業所
指 定 事 業 所 番 号	3171500600
所 在 地	鳥取県西伯郡伯耆町溝口281番地2
電 話 番 号	0859-63-0666
管 理 責 任 者	片 岡 真 由 美
開 始 年 月 日	平成18年4月1日
通常の事業実施区域	伯耆町、南部町、日吉津村

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
事業の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、本人や家族の意向等を基に、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	・本事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
サービス提供責任者	1名以上	・本事業所の利用申し込みに係る調整 ・訪問介護員に対する相談助言及び技術指導 ・訪問介護計画の作成等
訪問介護員	常勤換算法で 2.5名以上	・第1号訪問事業の提供にあたるものとする。

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時まで

○上記以外の時間、曜日を希望されるときは、ご相談ください。

6. サービス内容と利用料金

《サービス内容》

○ 第 1 号訪問事業

・身体介護

訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助や専門的な援助

・生活援助

家事を行うことが困難な利用者に対し、必要に応じた内容の家事の援助

《利用料金》

サービス利用料金は、希望されるサービス内容によって異なります。

下記の利用料金から介護給付額を除いた金額（自己負担割合に応じた額）をお支払いください。

また、利用料の算定は、保険者の規定によります。

(1) 第 1 号訪問事業 介護予防訪問介護相当サービス

(南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額)

要支援度等	サービス内容	利用料金
事業対象者・要支援 1・要支援 2	ひと月あたり 1 週に 1 回程度の場合 1 週に 2 回程度の場合 1 週に 3 回程度の場合	1,176 単位／月 2,349 単位／月 3,727 単位／月
	1 回あたり	
	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位／1 回
	(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 (二) 所要時間 45 分以上の場合	179 単位／1 回 220 単位／1 回
	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163 単位／1 回
事業対象者・要支援 1・要支援 2	初回加算 (新規利用者へサービス提供した場合)	初回もしくは初回訪問の属する月 200 単位
	特別地域訪問介護加算 (特別地域に所在する事業所がサービス提供した場合)	1 回につき所定単位数の 15%

	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき、介護保険給付対象サービス自己負担月額の24.5%
--	---------------	--------------------------------

(2) 第1号訪問事業 訪問型サービスA(基準緩和サービス)

サービス内容は生活援助のみ

週2回を限度、1日あたり1回を限度、1回あたり1時間以内

要支援度等	サービス内容	利用料金
事業対象者・要支援1・要支援2	訪問型サービスA1(4回まで) (有資格者がサービス提供)	260単位/回
	〃(4回を超えた場合)	1,141単位/月
事業対象者・要支援1・要支援2	訪問型サービスA2(4回まで) (有資格者以外がサービス提供)	188単位/回
	〃(4回を超えた場合)	823単位/月

※有資格者・・・介護福祉士、介護職員初任者研修修了者

7. 利用料金の支払い

利用料金は1ヶ月毎に計算し、請求いたしますので、利用月の翌々月5日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. 口座から自動引き落としによる支払い(事前に自動引き落としの契約が必要です。)

利用できる金融機関 (翌々月5日引き落としとなります)

- | | |
|--------------|----------|
| ① 山陰合同銀行 | ③ 鳥取銀行 |
| ② 鳥取西部農業協同組合 | ④ ゆうちょ銀行 |

イ. 口座振り込みによる支払い(金融機関指定の手数料が必要です)

利用できる金融機関

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 山陰合同銀行溝口出張所 | 普通預金 099-2116575 |
| ② 鳥取西部農業協同組合溝口支所 | 普通預金 441-6019344 |
| ③ 鳥取銀行溝口出張所 | 普通預金 180-1340171 |
| ④ ゆうちょ銀行 | 普通預金 15210-9132441 |

ウ. 現金持参による支払い

伯耆町社会福祉協議会溝口支所(溝口福祉センター)までご持参下さい。

8. 利用の中止、変更、追加等

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により、訪問型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

(この場合は、利用日の前日までに事業者申し出て下さい。)

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料を頂く場合があります。

(ただし、体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。)

利用予定日の前日までに申し出をされた場合	無 料
利用予定日の当日に申し出をされた場合（回数利用の方）	当日利用料金の１０％ （利用者負担相当額）

- ③ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更を行い、その変更したサービスの内容や時間に応じてサービス利用料金を請求いたします。

9. 苦情の受け付けについて

① 苦情の受け付け

当事業所に関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ◎ 苦情受付窓口（担当者） 管理者 片岡真由美
- ◎ 受付時間 月曜日～土曜日 午前８時３０分～午後５時
- ◎ 電話番号 ６３－０６６６ FAX ６３－０６６０

② 行政機関等その他苦情受付機関

伯耆町役場	所在地 西伯郡伯耆町吉長３７－３ 電話番号 ０８５９－６８－５５３５ FAX ０８５９－６８－３８６６ 受付時間 午前８時３０分～午後５時
南部箕蚊屋広域連合	所在地 西伯郡南部町法勝寺３７７－１ 電話番号 ０８５９－３９－６２２２ FAX ０８５９－３９－６２２３ 受付時間 午前８時３０分～午後５時
鳥取県国民健康保険団体連合会 （鳥取県東部総合事務所５Ｆ）	所在地 鳥取市立川町６丁目１７６ 電話番号 ０８５７－２０－２１００ FAX ０８５７－２９－６１１５ 受付時間 午前８時３０分～午後５時
南部町役場健康福祉課	所在地 西伯郡南部町倭４８２ 電話番号 ０８５９－６６－５５２４ 受付時間 午前８時３０分～午後５時
日吉津村役場福祉保健課	所在地 日吉津村大字日吉津 872-15 電話番号 ０８５９－２７－５９５２ 受付時間 午前８時３０分～午後５時

10. 秘密の保持

- ① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- ② 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らすことはありません。

- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報を用いる旨の同意をして頂きます。

1 1. 事故発生時の対応

- ① 当事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、利用者を担当する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

1 2. 緊急時の対応方法

(1)利用者の主治医

当事業所は、訪問型サービスの提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。

あらかじめ、次のことについて確認を取らせて頂きます。

- ① 主治医 ② 所属医療機関 ③ 電話番号

(2)緊急連絡先

当事業所は、訪問型サービスの提供を行っているときに、利用者の身体に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。家族等についても同様に連絡します。

あらかじめ、緊急連絡先について次のことを確認させて頂きます。

- ① 氏 名 ② 住 所 ③ 電話番号

1 3. 虐待の防止について

利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

虐待防止担当者 米原 習子

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

1 4. その他留意事項

- ① 訪問型サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気等を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡をする必要がある場合の電話代も含みます。
- ② 訪問型サービスにおいて利用者の求めに応じてサービス提供記録の開示を行います。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、サービス内容、重要事項の説明を致しました。

事業者 西伯郡伯耆町溝口 281 番地 2
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会
溝口訪問介護事業所
会 長 景 山 良 一

説明者 _____ 印